平成２８年（フ）第９４９号
福岡市早良区田隈１丁目７番26―201号、前住所福岡市城南区田島２丁目10番２―103号
債務者　田崎　大樹
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８７号
福岡市西区今宿青木787番地１
債務者　大江　栄次
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８８号
福岡市博多区博多駅前２丁目９番３―704号
債務者　伊勢嶋数彦
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００４号
福岡市南区野多目４丁目31番７―201号
債務者　後藤　由美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１４号
福岡市南区老司５丁目12番４号
債務者　中野　弘
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１５号
福岡市東区舞松原４丁目５番351号
債務者　片山　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１９号
福岡市博多区吉塚７丁目11番８―701号
債務者　山本　優
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２１号
福岡市博多区祇園町６番45―905号
債務者　原田　隆
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２５号
福岡市東区和白東４丁目３番９号
債務者　伊藤　恭子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３３号
福岡市南区老司２丁目22番12号201、住民票上の住所福岡県春日市下白水南４丁目164番地
債務者　山下　美花
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲490番地１　ＭＩビル609号
債務者　田代　幸二
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３５号
福岡県太宰府市五条２丁目12番15号　光源アパートＢ11号
債務者　堀下由美子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３８号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原２丁目11番13号　エルディム池ノ内Ⅱ　101号
債務者　川浪　恵美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０３９号
福岡市西区横浜１丁目25番27―102号
債務者　戸田奈津子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４７号
福岡県大野城市大城４丁目９番８号　アーバンハイツ四王寺305号
債務者　竹本　栄二
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５２号
福岡市南区大楠１丁目15番20号
債務者　松藤　浩史
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１０９号
東京都小平市小川町１丁目1067―201
債務者　野間　光恵（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時　東京地方裁判所民事第20部